

# 第1章 計画の基本事項

---

# 1 地域福祉とは

「福祉」とは、“しあわせ”を意味する言葉です。「福祉」という用語がはじめて公に登場したのは1946（昭和21）年に制定された日本国憲法であるといわれています。

「地域福祉」は、すみよい地域社会をめざして地域住民が自らの生活問題を自らの手で解決する仕組みをつくる営み<sup>※1</sup>であるといえます。誰もが安心していきいきした生活を送るためのまちづくりは、法律や条例のみで達成できるものではなく、そこに暮らす市民自身が日々創りだしていく必要があります。地域福祉を推進するための具体的方策のひとつが地域福祉計画の策定と実施です。

地域福祉計画とは、市民が主役となって関市の生活と福祉（しあわせ）の現状と施策について見直し、これからの取り組みを創っていくという計画です。

生活には個別性、そして地域特性があります。ある課題の解決方法が関市全域で一つだけというのではなく、「我がまち、我が家に最も適している方法を考えて実行していく」ための提案としてこの計画書を活用してください。

## 2 計画策定の背景と目的

本市では、平成17年3月に、市ではじめての地域福祉計画となる「せき福祉ときめきプラン21」（以下「第1期計画」といいます。）を策定しました。この計画は、旧関市内における12地区での地域福祉懇談会の開催や、地域福祉計画策定市民会議、地域福祉計画策定委員会における協議を経て策定しました。その後、同時期に進んでいた旧関市と旧武儀郡との合併を踏まえ、洞戸・板取・武芸川・武儀・上之保の地区の現状・課題や、各地区での地域福祉推進の方向性や取り組みを定めた「合併5地区編」を、平成19年3月に策定しました。

その後、第1期計画の期間満了に伴い、平成22年3月に「第2期関市地域福祉計画」（以下「第2期計画」といいます。）を策定しました。第2期計画は、第1期計画の方向性を基本として、アンケート調査や関係各課ヒアリングを経て、市民意識・実態の変化や事業の進捗状況等を踏まえて策定しました。

このたび策定する「関市第3期地域福祉計画」（以下「本計画」といいます。）は、第1期計画、第2期計画に基づく取り組みや、社会潮流、国や岐阜県の動向、本市の上位計画や関連計画の方向性等を踏まえ、市民一人ひとりのしあわせな暮らしを支え、多様なニーズに対応していくための福祉コミュニティづくりを進めることを目的に策定します。

---

<sup>※1</sup> 岐阜県発行『地域福祉計画策定ガイドライン』2005年3月、P.7（第I章 1）

### 3 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づいて各地方自治体が策定する計画であり、地域福祉推進の主体である市民の参加のもとで、支援を必要とする人の生活課題を解決するための対策や、必要なサービスの内容などを明らかにし、その提供体制を計画的に整備することを内容とします。

また、市町村地域福祉計画に記載すべき事項が示されている国からの各種通知の内容も踏まえながら、必要な事項を盛り込んだ計画とします。

#### ■市町村地域福祉計画に盛り込むべき内容

- 地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等
- 高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応等
- 生活困窮者自立支援方策に関する事、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項等

### 4 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で計画期間として策定します。

また、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

#### ■計画の期間

計画名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
関市地域福祉計画	第 1 期計画														
						第 2 期計画									
											第 3 期計画 (本計画)				

## 5 総合計画及び他計画との関連

本計画は、まちづくりの最上位計画である「関市第4次総合計画」や、その他の関連計画との整合を保ちながら策定します。

### ■計画の連携イメージ

